

## 意見書

アイヌ民族の日本における先住権の歴史的 성격について  
—近世における事実関係を中心に—

東北学院大学名誉教授

榎森 進

はじめに

当該問題を検討する場合、まず必要なことは、近世の幕藩制社会の性格と近代社会の性格の根本的な違いを正確に理解しておくことである。周知のように、近代社会は、経済的には工業が進んだ資本主義経済を基盤とした社会であるのに対し、日本近世の幕藩制社会の経済的基盤の最大の特徴は、農業、とりわけ稲作農業にあった。その結果、田畑・屋敷等の公定生産高である「石高」を基盤として組織された経済的・政治的の制度である「石高制」が同社会の代表的な特徴となった。なお、上記の「石高」は、太閤検地（豊臣秀吉が1582年〔天正10〕から98年〔慶長3〕にかけて実施した検地のこと）に続く徳川幕府が実施した検地によって公定された田畑・屋敷の反当りの標準収穫量を「石盛」と称するが、田畑をその良否により「上」・「中」・「下」・「下々」の4等級に分け、まず「上田」の「坪刈」をして平均反当りの収量を求め、それがかりに粃3石なら米（玄米）1石5斗となり、それを1斗で除した商15が「上田」の石盛である。「中田」以下は、1級毎に「上田」より二つ下がり、「上畑」は「下田」と同じ、「中畑」以下も二つ下がりに石盛する。これが原則であるが、実際には若干変えられることもあった。「石盛」は1斗を1、1石を10とするもので、これを基準にして「石高」が決められたのである。こうして決定された「石高」を基盤として組織された社会的・政治的の制度である「石高制」が近世日本の幕藩制社会（こうした社会構造を特徴とした国家を幕藩制国家と称している）の代表的な特徴として機能することになったのである<sup>(1)</sup>。

## 1、幕藩制社会・幕藩制国家における津軽海峡以北のアイヌ民族の位置づけについて。

## (1) 幕藩制社会・幕藩制国家の成立と「蝦夷島」に成立した松前藩及び津軽海峡以北のアイヌ民族の国家的位置

近世におけるアイヌ民族の主たる居住地域は、現「北海道島」である「蝦夷島」を中心に南は本州北端部の津軽半島と下北半島部及び現「サハリン島」である当時の「樺太島」と千島列島（クリル諸島）の4地域であるが、この内「蝦夷島」に成立した松前藩との関わりで重要な役割を果たしたのが、津軽海峡以北の「蝦夷島」・「樺太島」・「千島列島」に居住していたアイヌ民族である。なお、本州の津軽半島地域に居住していたアイヌ民族は、弘前藩の、下北半島に居住していたアイヌ民族は、盛岡藩の支配下にあった<sup>(2)</sup>。

こうした史実を押さえた上で、当該問題について検討したい。このことを考える上で重要な初歩的問題は、近世における日本の社会や国家を歴史学では、「幕藩制社会」・「幕藩制国家」と称している旨

先に指摘したが、問題は、近世の日本社会を何故「幕藩制社会」・「幕藩制国家」と称しているのか、ということである。このことを知る上で大きな手がかりになるのが、17世紀末における幕藩領主の階層別家数とその石高の関係である。それを記したのが次の表である。

表 17世紀末の幕藩領主の階層別家数・石高

	家数	石高	シェア
幕府藏入地（天領）		約400万石	15.6%
旗本領	2482家	275万石	10.7%
大名領	243家	1854万石	72.0%
（三家）	（3）家	145万石	5.6%
（家門）	（13）家	186万石	7.2%
（譜代）	（125）家	600万石	23.3%
（外様）	（102）家	923万石	35.9%
天皇・公家・寺社領		45万石	1.7%
総石高		約2574万石	100%

（参）山口啓二・佐々木潤之介著『体系日本歴史4、幕藩体制』（日本評論社、1971年）

まず同表によって17世紀末に於ける幕藩領主の階層別家数と石高を見ると、全国の総石高（但し、津軽海峡以北の現「北海道島」を初め千島列島と現「サハリン島」を除いた地域。その理由は後述。）は、約2,574万石で、その内、幕府の藏入地（幕府直轄領、天領とも）の石高が約400万石で、総石高の15.6%、「旗本」は、幕府の直属家臣団の内、知行高1万石未満で、将軍に謁見出来る御目見得以上の家格を有する家臣で、御目見得出来ない家臣を「御家人」と称したが、「旗本」の家数は、2,382家に達し、その石高は、275万石、総石高の10.7%に達した。また、全国には大名が沢山おり、俗に「三百諸侯」といわれるが、17世紀末では、243家の大名が存在しており、その石高は、1,854万石で、総石高の72%にも達していたのである。このことは、当時、列島の多くの部分は、大名領であったことを示している。

また、「大名」の内、徳川家康の子を祖とする尾張・紀伊・水戸の「三家」で145万石で、総石高の5.6%を、「三家」以外の将軍家の分家及び「三家」の分家で「松平氏」を称した「家門（一門とも）」が13家存在し、その石高が186万石で、総石高の7.2%を占めた。また、「関ヶ原の戦い」以前に徳川将軍家に臣従した者の内、大名に成長した「譜代大名」が125家で、その石高が600万石、総石高の23.3%を占め、「関ヶ原の戦い」以降に徳川氏に臣従するに至った「外様大名」が102家存在し、その石高が923万石で、総石高の35.9%を占めていた。

また、天皇・公家・寺社領の石高は、45万石（内天皇10万石、公家4万石、寺社31万石）で、総石高の僅かに1.7%に過ぎなかった。これらの数字が雄弁に物語っているように、日本の歴史の中で天皇の権力が最も弱かったのが、近世の幕藩制社会（時代呼称では江戸時代）であった。このことを特徴的に示しているのが1615年（慶長20＝元和元）7月付けで、幕府が天皇・朝廷に対して命じた17カ条の法令である「禁中並公家諸法度」である。同「法度」の第一条で「天子御芸能之事、第一御学問也」と規定していることは、その事を象徴的に示している。

以上の諸点を踏まえた上で、次に「蝦夷島」の南端に成立した松前藩の性格と幕藩制国家における津軽海峡以北のアイヌ民族の国家的位置について検討したい。

### ① 松前氏宛將軍の領知黒印状・朱印状の内容から見た松前藩の性格と津軽海峡以北のアイヌ民族の国家的位置。

幕藩制社会に於いて將軍発給の各大名宛領知朱印状は、各大名の存立基盤を保証した基本的文書で、將軍の代替わり毎に各大名に発給されたが、その大部分は朱印状である。では、初代將軍徳川家康が1604年（慶長9）正月、「蝦夷島」の南端に居た松前氏宛に発給した領知黒印状（墨で押印したもの）の内容はどのようなものだったのか。この時の松前氏宛徳川家康黒印状の内容を示すと次のようなものであった。<sup>(3)</sup>

（將軍の黒印状は、この時のみ。以後は朱印状）。

<b>定</b>
1. 諸国より松前へ出入りの者共、志摩守に相断らずして、夷仁と直に商売仕候儀、曲事たるべき事。
1. 志摩守二断り無くして渡海せしめ、賣買仕候儀は、急度言上致すべき事。 付、夷の儀は何方へ往行候共、夷次第致すべき事。
1. 夷仁に対し非分申し懸けるは、堅く停止の事。 右条々若違背の輩に於いては、嚴科に処すべき者也。仍件の如し。
慶長九年正月廿七日（家康黒印）
松前志摩守とのへ

注：以下、候文は、読み下し文にした。

尚、上記家康黒印状の宛所「松前志摩守」は、松前藩の初代藩主となった松前慶廣のことである。

將軍の各大名宛領知朱印状の内容は、一般に宛行の対象となる地域の国名・群名とその合計石高が記され、更に宛がう「領知」の国名及び郡名の石高と各郡別の村名及び合計の石高を記した「領知目録」が発給されたが、上記のように「松前志摩守」宛家康黒印状（2代將軍徳川秀忠以降は、朱印状）には、

宛行の対象となる国名・郡名とその総石高が記されていないが、しかも、文書様式が「定」で始まる法令文書様式の黒印状・朱印状であるところに特徴がある。

1664年（寛文4）4月5日付で時の將軍徳川家綱が全国の諸大名に「領知」を安堵する判物（「花押」のこと。10万石以上の場合、花押を書く）や朱印状（朱肉で押した印のこと。10万石未満の場合は、朱印状）を一斉に発給したが（これを「寛文印知」と言う）、この「寛文印知」には、「定」形式の朱印状は、松前氏（第4代藩主・松前高広）宛のもののみである。<sup>(4)</sup>

例えば、盛岡藩主・南部重直宛領知判物・目録の内容は、以下の通りであった。

陸奥国北郡・三戸・二戸・九戸・鹿角・閉伊・岩手・志和・稗貫・和賀所々拾万石 目録別紙在事、 寛永十一年八月四日先判之旨に任せ、之を宛行訖、全て領知せしむべき者也。仍件の如し。 寛文四年四月五日 御判（「花押」のこと） 南部山城守とのへ
--

（注）南部氏は10万石の大名なので、宛所の位置が松前氏宛の朱印状より上から書き始める（榎森）。

(領知)「目録」

陸奥国

北郡 五拾箇村(村名省略)	高四千七百八拾四石壹斗四升七合
三戸 六拾七箇村(村名省略)	高壹万六千四百三拾九石七斗五升四合
二戸 四拾八箇村(村名省略)	高六千貳百拾三石三斗九升八合
九戸 四拾壹箇村(村名省略)	高六千貳百貳拾五石六斗三升三合
鹿角 三拾三箇村(村名省略)	高六千六百拾七石八升九合
閉伊 九拾壹箇村(村名省略)	高壹万九百四拾壹石四斗七升五合
岩手 五拾四箇村(村名省略)	高壹万四百貳拾九石八升七合
志和 五拾壹箇村(村名省略)	高壹万三千八百六拾八石五升九合
稗貫 五拾貳箇村(村名省略)	高壹万貳千八百六拾七石七斗八升八合
和賀 四拾貳箇村(村名省略)	高壹万六千六百拾貳石五升
	都合拾万石

右今度差上らる郡村之帳面相改、上聞に及ぶ所成し下さる御判也。此儀兩人奉行仰せ付らるに依り、執達件<sup>しつたつ</sup>の如し。

寛文四年四月四日

永井 伊賀守

小笠原山城守

<sup>やましるのかみ</sup>  
南部山城 守 殿

(注)、各郡の石高を村数で割れば、各郡毎の米の生産力が大略把握出来る。

## ② 松前氏宛家康黒印状の歴史的意味。

第1条は、松前氏のアイヌ交易独占を謳ったもの。

第2条は、松前氏の城下町兼港町である「松前」に入港する船舶に対する課税権を謳ったもの。

第2条の「付」<sup>つげたり</sup>文言は、アイヌ（実質的には津軽海峡以北のアイヌ）は、何処へ行っても自由であることを謳ったもの。

第3条は、アイヌに対する「非分」行為の禁止を謳ったもの。

上記の内、第2条の「付」<sup>つげたり</sup>文言は、時の幕藩制国家が津軽海峡以北のアイヌ民族を「幕藩制国家の外の人々」と位置づけていたことを示している。近世における幕藩制国家と津軽海峡以北のアイヌ民族の歴史的位<sup>ち</sup>置を考える場合、非常に重要な問題を内包している。そのことに触れる前に、いくつか重要な問題に触れておこう。

## ③ 「蝦夷島」の地域区分体制とその意味。

「図1」（和人地「松前地」の範囲）を参照のこと。

松前藩は、寛永年間（1624～1643）、「蝦夷島」<sup>えぞがしま</sup>を渡島半島の南端に所在する城下町「松前」を中心に、西は江差村<sup>えさしむら</sup>（湊）の北部にある「熊石村」<sup>くまいしむら</sup>から東は、「箱館村」<sup>はこだてむら</sup>（湊）の東部にある「亀田村」<sup>かめだむら</sup>（現函館市域の内）に至る地域を和人専用の地域としての「和人地（松前地とも）」と称し、この地域以北の「蝦夷島」の地域を化外の民である「蝦夷」としてのアイヌが居住する「蝦夷地」と称して、二つの地域に区分し、「熊石村」と「亀田村」の両地に番所（事実上の「関所」）を設置して、人物の往来を厳しく取り締まった。但し、1633年（寛永10）、幕府は初めて全国の大名領に諸国巡見使を派遣したが、この時の巡見使は、東は「汐首村」<sup>しおくびむら</sup>まで見分しているの<sup>で</sup>、「和人地（松前地）」の東端は、1633年（寛永10）までには、既に「汐首村（現函館市域の内）」まで拡大していたことが分かる。



雖も、其心次第たるべき事」と記されており、「付文言」の語彙自体には若干の相違が見られるものの、その意味は、何れも家康黒印状の文言と同じであった。

ところが、(4)の松前矩広宛徳川綱吉朱印状の「付文言」から、その内容が大きく変化しているのである。即ち綱吉朱印状の「付文言」は「付、蝦夷人其所にて往来の儀は、心次第たるべき事」というものであった。以後(5)～(8)の「付文言」もほぼ同じ意味の文言である。これは極めて大きな変化といわなければならない。そこで、次にこの件について若干検討しておきたい。

「付文言」の内容が変化したのは、上記のように、1682年(天和2)3月朔日付の松前矩広宛徳川綱吉朱印状からである。であってみれば、1664年(寛文4)4月5日以降、1682年(天和2)2月末に至る期間に幕府のアイヌ民族政策に大きな変化をもたらす程の「アイヌ民族に関わる大きな事件」があったものと考えなければならない。では、それだけ大きな事件とは何か。

これは、恐らく1669年(寛文9)6月の「シャクシャインの戦い」と見て間違いあるまい。近世におけるアイヌ民族の反松前藩・反和人の最大の戦いであり、幕府を震撼させた大事件だったからである。

それだけに、松前藩兵と江戸の旗本松前泰広が率いる鎮圧隊がシベチャリ(現新ひだか町静内)に向かい、シャクシャインに偽りの「和睦」を呼びかけ、彼を西隣のピポク(現新冠町)に誘き寄せ、偽りの「和睦」の儀式の場で謀殺しただけでなく、3年後の1672年(寛文12)、幕府から「松前目付」を命じられた旗本松前泰広が上下100人の兵を率いて松前に向かい、同年4月、アイヌ民族に対し「殿様より如何様成る儀仰せ懸けられ候共、私儀は勿論、孫子・一門並うたれ男女に限らず逆心<sup>ぎやくしん</sup>仕まじき事」なる文言で始まり、5カ条目に「殿様より向後仰せ出され候通り、商船へ我が俣申し懸けず、互いに首尾好く商い仕るべく候。余所の国(松前藩以外の諸藩{榎森})と荷物買い取り申す間敷候、我国(松前藩{榎森})にて調申す荷物も脇の国(松前藩に隣接した諸藩{榎森})へ持参致す間敷候」と記した計7カ条から成る起請文を押しつけ、「午王宝印<sup>ごおうほういん</sup>」等と記した厄除けの護符を焼いて吞ませ、松前藩への絶対服従を誓わせたのである。

当時の松前藩と「蝦夷地」のアイヌ民族との交易形態が従来の「城下交易」から「蝦夷地」内に設定した藩主と藩主が上級家臣に俸禄(知行)として宛がった「蝦夷地」内の交易の場である「商場」での交易へと変質していた時である。従って、上記の起請文は、こうした交易形態をより固定化したことを意味した。なお当該問題に関する詳細については、別稿及び拙著<sup>(7) および (8)</sup>を参照していただければ幸いである。

以上の諸側面を踏まえると、前記の松前氏宛將軍朱印状中の「付」文言に見える「蝦夷人、其所にて往来の儀」の「其所」は、「和人地(松前地)」以北の「蝦夷地」か、松前藩がアイヌ民族との交易の場として設定した「蝦夷地」内の「商場」のことか、そのいずれかと推察されるが、旗本松前泰広がアイヌ民族に強要した7カ条の起請文の内容からすれば、当時アイヌ民族が居住している具体的地域を指した可能性が強い。こうした側面を考慮すると、実在の地域は、「商場」と見て間違いないであろう。

## ⑤、「郷帳<sup>ごうちょう</sup>」から見た近世の「蝦夷島」(現北海道島)の姿。

「郷帳」とは、「郷村高帳」の意で、幕府の勘定所が「国絵図」と共に編集した国毎の郷村高帳(村毎の貢納石高を列記し、郡・国毎にそれぞれ村数・石高の合計を記した帳簿)で、全国の収納石高を明確に把握する財政上の基礎台帳のことである。従って、「領知」関係の記載は無い。

「正保郷帳」・「元禄郷帳」・「天保郷帳」の3種類がある。

## ⑥、元禄「松前島郷帳<sup>(9)</sup>」の記載内容。

まず、「松前より西在郷ならびに并蝦夷地の覚」としえ「ねふた村」から「くま石村」の次の「ほろむい村（熊石村の北側の地名）」までの44カ村の「村名」を記し、「小島」・「大島」・「おこしり島（奥尻島）」を記した上で、「是より蝦夷地」として、「うすべち（大成町の内）」から「ばつかいへ（稚内市の内）」に至る41地名、「是よりそうやの内」として「つさん」・「のっしやむ」・「そうや」の3地名、「離島之分」として「へうれ（天売島）」・「りいしり（利尻島）」・「れぶんしり（礼文島）」・「いしよこたん」の4地名を記している。

次いで、「松前より東在郷并蝦夷地の覚」として、「およべ村」から「汐くひ村」に至る37カ村の「村名」を記し、「是より蝦夷地」として「はらき」から「つうへち」に至る61地名を、次いで「くるみせ島の方」（千島列島の方）として「いるる」から「こくめつち」に至る34地名を、次いで「いしかり（石狩）よりいふつ（勇払）までの蝦夷居所」として「ぬまかしら」から「夕べち」に至る13地名を、最後に「からと島（唐太島）」として「うつしやむ」から「あゆる」に至る21地名を記した上で、「人居村数」81カ所、「蝦夷人居所」140カ所、「惣島数」48カ所、「田地高御座無く候」と記している。

この「元禄郷帳」の名称が「松前島郷帳」となっているのは、時の松前藩主「松前志摩守（第5代藩主・松前矩広）が幕府に提出した内容を記したものであることによるが、その事は同時に時の松前藩主は、当時松前藩と関わる津軽海峡以北の現北海道島と千島列島及び現サハリン島を一括して「松前島」と認識していたことを示している。

また、松前藩の「領知」としての「東西両在郷」の各「村」に石高が記されていないのは、先に見たように、松前氏の経済的存立基盤が稲作農業にではなく、津軽海峡以北のアイヌ民族との交易の独占権と「松前地」の湊に出入りする船舶に対する課税権で、松前氏は、「石高」の無い「無高の大名」であったことによる。そのため、「田地御座無く候」と記しているのです。

それでも、「東在郷」・「西在郷」の「村」名が記され、「蝦夷地」には、「蝦夷人居所」の地名しか記していないところに注目しておきたい。

以上の諸事実は、以下のことを示している。

- (a)、松前藩の「領民」である「和人」の居住地としての「東西両在郷」が所在する「松前地」と、「蝦夷」としてのアイヌ民族が居住する「蝦夷地」は、その性格が根本的に異なっていたこと。
- (b)、松前藩の「領民」は、和人のみであり、アイヌは、「領民」では無かったこと。
- (c)、近世（江戸時代）の「蝦夷島」は、渡島半島西南端部の「松前地」だけが松前藩の「領地」であったこと。従って、厳密な意味では、「蝦夷島」の内この「松前地」のみが日本国の「領域」であったこと。

以上の諸点である。

## (2)、近世における「松前地」以北の「蝦夷地」のアイヌ社会。

### ①、近世前期あきないばちぎょう一商場知行制時代のアイヌ社会。

「商場」とは、先に見たように松前藩が「蝦夷地」内に設定した藩主及び上級家臣のアイヌ民族との交易の場のことである。

もともと、「商場」が名実共にアイヌ民族との主たる「交易の場」として機能したのは、松前藩の2代藩主・松前公広まつまへきんひろ治世の元和・寛永期（1615～1643）から正徳年間（1711～1715）頃までで、この時期以降は、「商場」での「交易」を主にしたものから、和人商人が「商場」内のアイヌを労働力と

して使用し、「商場」内で直接漁業生産を行う場所請負制へと急速に変容していったが……。この場所請負制が成立する直前のアイヌ社会の様子を記したものに、1710年（宝永7）、松宮観山著『蝦夷談筆記』<sup>(10)</sup>があるので、同書によって当時のアイヌ社会の様子を見ておこう。関係部分を引用すると次の通り。

いにしへより総大将と申は、これ無く、村々に名主の如く頭立<sup>かしらだち</sup>候者これ有り、支配<sup>つかまつり</sup>仕候。尤筋目も正し候得共、大方は剛強<sup>ごうきょう</sup>成もの自然と頭に罷成、近年トビタケと申者に志摩守殿より国の支配申付、家来貳百人程召仕ひ、支配の蝦夷に申付、相背候得ば、早速志摩守殿へ注進仕候。

上記の引用文から、当時のアイヌ社会の基本単位の共同体は、「村（kotan）」で、「村長（kotan-kor-kur）」がその統治者（共同体首長）であったこと。また、後半の文章から、複数の「kotan」（河川共同体）の長が存在していたことを知ることが出来る。また、文中の「トビタケ」なる人物は、1717年（享保2）の『松前蝦夷記』に「蝦夷地の内重立たる者」として「東蝦夷地の方、しこつと云う所の者（しこつと申し候へ共、おしよこつと申所のよし）、飛たけと申者頭人ニ候得共、十ヶ年以前に死、其子雲とりはと申者、若年にこれ有り候ゆへ同所に罷在<sup>まかりある</sup>ちかべと申者頭人のよし」とある文中の「飛たけ」のことであろう。であってみれば、これらの記録から石狩川流域から苫小牧に至る地域には、複数のkotan（河川共同体）の長が存在するようになっていたことを知ることが出来る。

また、この『蝦夷談筆記』には、「蝦夷地年貢収納嘗てこれなく候。志摩守へお目見えに罷出候節、其地の産物持参致候」、「惣て宗旨と申儀これ無く、切支丹改<sup>つかまつら</sup>仕<sup>か</sup>ず候」とあることは、アイヌ民族は、課税の対象外で、宗門改めも無く、従って、和人の如き「宗門人別改め帳」も無かったことが分かる。このことは、とりもなおさず、津軽海峡以北のアイヌ民族は、幕藩制国家の構成員以外の人々と位置付けられていたことを示している。

## ②、近世末期、特に「箱館開港」を契機とした幕府による「蝦夷地」直轄期のアイヌ社会。

### ①、「日米和親条約」以降の幕府の「松前・蝦夷地」政策。

1854年（安政元）3月3日、幕府は、アメリカの東インド艦隊司令長官ペリーと日米和親条約を締結し、翌年3月、松前藩領の箱館港を開港することになったことは良く知られている。その後日米間で箱館港の5～6里四方の地域を遊歩地域としたため、幕府は、同年6月、松前藩より箱館港及び同港より5～6里四方の地域<sup>あげち</sup>を上知すると共に、同6月、箱館奉行を再置した。しかも、同年12月、ロシアとも日露和親条約（日露通好条約）を締結し、箱館開港に加え、千島列島の内、ウルップ島以北をロシア領、エトロフ島以南を日本領とするに至った。

上記のように1855年（安政2）6月、幕府が「箱館奉行」なる役職を「再置」したということは、同年以前にも「箱館奉行」なる役職が存在していたことを意味するので、この件についてごく要点的に記しておきたい。



18世紀末になると、ロシアがカムチャッカ半島を経由して千島列島に進出するようになり、1792年（寛政4）11月、ロシアの遣日使節ラックスマン一行が伊勢の漂流民大黒屋光太夫らを護送して東蝦夷地のネモロ（根室）に来航し、日本に通商を求めるに至ったことは良く知られている。翌年、幕府の目付石川忠房らが松前藩の城下町でラックスマン一行と会見し、漂流民護送を謝し、通商には応じられない旨伝えると共に、長崎への入港許可書を与えて廻航させた。

その後、1804年（文化元）9月、ロシアの遣日使節レザノフが長崎に来航し、幕府に日本との通商を求めたが、幕府は返答を遅らせ、翌年3月、レザノフの通商要求を正式に拒否するに至ったため、レザノフはやむなく帰国したが、その際、レザノフは、部下の露米商会員フヴォストフとダヴィドフに報復措置を命じた。そのため、翌1806年（文化3）9月、フヴォストフ等が唐太島に上陸して、アニワ湾内のクシュンコタンの運上屋を襲い、番人等を捕らえて連行すると共に、運上屋他の施設を焼き払って退去し、翌年4月にはエトロフ島を襲うに至った。

こうしたロシアの動向を大きな契機として、この間幕府は、1799年（寛政11）1月、「東蝦夷地」を仮上知して、1802年（享和2）2月、「蝦夷地奉行」を新設し、5月、「蝦夷地奉行」を「箱館奉行」と改称した上で、7月「東蝦夷地」を永久上地するに至った。その後1807年（文化4）3月、「西蝦夷地」をも上知し、松前藩を陸奥国伊達郡梁川（現福島県伊達市梁川）に移封するに至って、「松前地」と「東西両蝦夷地」全域が幕府直轄地となった。その為、同年10月、「箱館奉行所」を旧松前藩の「福山館」（「福山城」・「松前城」と記す人がいるが、当時の松前氏は「城持ち大名」ではないので、これらの呼称は誤り）に移転すると共に、奉行名を「松前奉行」と称するに至った。また、1809年（文化6）6月、幕府は、「唐太島」を「北蝦夷地」と改称した<sup>(13)</sup>。

その後、1821年（文政4）12月、松前氏が「蝦夷島」の「松前地」に復領したことにより、「松前・蝦夷地」は元の姿に戻ったのである。

対外関係が緊張した時、国家権力は、その強権を発動することは、世界の歴史が証明しているが、上記に見た幕府による「松前・蝦夷地」の直轄という現象は、日本の北方地域におけるロシアとの緊張関係の発生によるものであり、松前氏の「松前地」への復領という現象もまた、その逆の要因としてのヨーロッパにおけるナポレオン戦争等との関わりもあって、日本の北辺に於けるロシアの動向が一時鈍くなってきた事とも関わっていた。

かくして、幕藩制国家と津軽海峡以北のアイヌ民族との関係のあり方は、再び「蝦夷島」内の「松前藩」を媒介とした以前の姿へと戻ったが、それから30年後の1854年（安政元）、同年3月の「日米和親条約」によって、翌年3月には「松前藩領」の「箱館港」を「開港」することとなったため、1854年（安政元）6月には、松前藩領の内、箱館港を中心とする5～6里四方の地が幕府の直轄地となっただけでなく、6月30日には、幕府が箱館奉行を再置するに至った。

しかも同年12月、ロシアの遣日使節プチャーチンと「日露和親条約（日露通好条約）」を締結し、千島列島（クリル諸島）の内ウルップ島以北をロシア領、エトロフ島以南を日本領とすると共に、「北蝦夷地」（カラフト島）については国境を定めず、「仕来りの通り」とした<sup>(14)</sup>。なお、この時期のロシアは、アムール川最下流域まで進出しており、同川河口部に所在する現ニコライエフスク・ナ・アムーレに「軍事的拠点」としての「ニコライエフスク哨所」を設置するまでになっていたのである。それだけに、津軽海峡以北の地域、とりわけ「北蝦夷地」（カラフト島）をめぐるロシアとの関係は以前にも増して緊張した関係となるに至った。

こうした状況の展開を大きな背景として、幕府は、1855年（安政2）2月、松前藩に「松前地」の内、東在の木古内村以東、西在の乙部村以北の「松前地」と「東西蝦夷地全域」を上知させて箱館奉行の

管轄下に置くと共に、「蝦夷地」全域を幕府の直轄地とすると同時に弘前藩・盛岡藩・秋田藩・仙台藩の奥羽4藩に「松前・蝦夷地」の警備を命じた。その後、同年12月、幕府は松前藩に対し、「蝦夷地」上知の替地として、陸奥国伊達郡梁川（現福島県伊達市梁川）と出羽国村山郡東根（現山形県東根市）に計3万石の領地を与えると共に毎年1万8,000両を支給するに至った。

こうした激動する「松前・蝦夷地」の諸動向の中で、1857年（安政4）2月28日、時の将軍徳川家定が時の松前藩主・松前崇広宛に領知朱印状を発給したが、その内容を示すと以下の通りである。

<b>定</b> <small>ちようじ</small>
1、諸國より松前江出入之物共、蝦夷人与直商賣之儀堅く停止の事。 <small>くせごと</small>
1、子細無く而蝦夷江渡海せしめ賣買仕候は、曲事たるべし。若これ有に於いては、 <u>箱館奉行申談</u> 、急度注進すべき事。 附、蝦夷人其所二而往来之儀は、心次第たるべき事。
1、蝦夷人に對し非分之儀申し掛けるに於ては、 <u>越度</u> たるべき事。
右條々堅相守るべき者也。 安政四年二月廿八日 家定朱印
松前伊豆守とのへ

従来の松前氏宛の将軍の黒印状・朱印状に於いては、第1条、第2条共に松前氏に無断でアイヌと直接交易することや、松前氏に無断で商売することを禁じる旨記されていたが、上記の松前氏宛将軍家定朱印条にあっては、第1条・第2条の文言には共に松前氏の名が無く、第2条で、無断で「蝦夷」（蝦夷地）に渡海して商売することを禁止し、断るべき相手が従来の松前氏から「箱館奉行」に変化している。

こうした第1条・第2条の文言の変化は、先にみたように、安政2年、幕府が「蝦夷島」内の縮小された「松前地」以外の「松前地」と「蝦夷地全域」を直轄するに至り、その結果、「蝦夷島」に渡來する商船のチェックが、従来の「松前三湊」（松前・江差・箱館の三湊）でのチェック体制から、「箱館湊」でのチェックを幕府（箱館奉行）が、「松前・江差」の2湊でのチェックを松前藩が行うという大きな変化がみられたことによる。

その後、1859年（安政6）、幕府は、それまでの「蝦夷地」警備体制を改め、先の奥羽4藩の他庄内・会津の2藩の計6藩（弘前・盛岡・秋田・庄内・仙台・会津の6藩）に新たに「松前・蝦夷地」の警備を命じると共に「蝦夷地」内に「領地」を与えるに至った。これらの「領地」は、いわば6藩の「飛地」のようなものである。こうした幕府の新たな政策によって、「蝦夷地」＝「アイヌ民族の居住地」という本来の性格が大きく変容することとなった。

以上のような幕府の諸政策に目を向けると、1854年（安政元）の「日米和親条約」と「日露和親条約」を大きな契機にして、それ以降の幕府の「松前・蝦夷地」政策の中に近代日本が「北海道」を主舞台に展開した諸政策の萌芽的要素を読み取ることが出来る。

## ⑥、幕末期のアイヌの生産活動。

では、この時期の「蝦夷地」におけるアイヌの人々の生産活動は、どのようなものであったのか。先に見たように、18世紀初頭以降、「商場」でのアイヌ民族との交易は、和人商人が「商場」の権利者である藩主と上級家臣（幕府直轄期は幕府）に一定の「運上金」を上納して、商場内での漁業生産を行う形態へと変質し、それに伴い、「商場」内のアイヌ民族は、和人商人が経営する漁場の労働者へと急速に変質していった。そのため、それまでの「商場」は、「交易の場」から「漁業生産の場所」へと変質するに至ったのである。こうした変質した旧「商場」での生産形態を「場所請負制」と称するが、こうした場所請負制は、幕末期には「蝦夷地」における有力和人商人（場所請

負人)による漁業生産の主要な形態になったのである。

なお、場所請負人の経営の拠点は、各場所内の運上屋(幕府直轄期は「会所」と称す)で、場所請負制の発展に伴い、場所請負人側が場所内の有力なアイヌを「惣乙名」・「脇乙名」・「並乙名」・「惣小使」・「脇小使」・「並小使」等の役職に任命して、「場所」内のアイヌ民族を階層的に編成していった。

そこで、次に各場所内に於けるアイヌ民族の居住形態と1年間の魚業を初めとする諸生産活動の様子を見ておきたい。これらのことを詳細に記した記録類は非常に少ないが、幸い幕府が「蝦夷地」全域を直轄するに至った1855年(安政2)4月、「東蝦夷地」の各場所請負人が箱館奉行配下の役人に当該場所の様子を報告した内容を記した「東蝦夷地場所請取申口」なる記録が残存しているので、同記録によって、「トカチ場所」の様子的一端を記すと次の通りである。なお同記録は「候文」で記されており、しかも、長文なので、内容を理解しやすくするため、重要な箇所のみを現代文で記すこととしたい。なお、同場所の場所請負人は、箱館の商人・福島屋嘉七であった。

「字トカチ」(現在の浦幌町十勝太{榎森})、「この処に大きい川がある。深さはおよそ1尋半位(一尋は、人間が両手を左右に広げた時の両手先の間の距離{榎森})、中渡場がおよそ250間程あって、人馬共船で渡る。但し、水源までおよそ40里程ある。尤も秋10月頃、シシャモと云う小魚が遡上した時は、広尾の会所周辺にいる各種の出稼ぎ和人達や「蝦夷人」(アイヌの意{榎森})を派遣し、「小引網」で捕獲し、春3月頃まで同所におり、「蝦夷人」は、食料として十分貯え置く」、次いで「この川伝いに」、「蝦夷家」(アイヌの住居のこと{榎森})が19棟あって、その人口は104人である。「ヲホツナイ」(現在の大津川{榎森})に「蝦夷家」が120棟あり、その人口は807人である。「字アイホシマ」(現在の大樹町域のアエホシマ{榎森})、「この所に大川が有り」、「この川伝え6里程奥」に、「蝦夷家」が17棟あって、その人口は31人である。「字ヒロウ」(現広尾町広尾{榎森})、「トカチ会所1ヶ所」が有り、「トカチ会所」の近辺に「蝦夷家」が40棟あり、その人口は230人である。

以上の記述内容からすると、「トカチ場所」内のアイヌの家数は、合計196軒で、総人口は1、172人となる。また、同場所における各時節毎の生産活動の様子を次のように記している。

トカチ場所での出稼ぎ和人の魚業は、3月上旬より鱒釣り漁を開始し、入梅時節までに終了する。3月中旬から布海苔を摘み始め、4月中旬までには終了する。4月末より鱒漁の準備をするが、去年は不漁が続いた。6月土用入りから浜中の総てが、昆布漁を開始し、8月中までに終了する。それより秋風が激しくなり、海が凪ぎること無いので、頃合いを見て、10月中迄「拾い昆布」と称し、沖より海岸に打ちあげられた昆布を拾い上げる。

8月彼岸の5日程以前より秋味・鮭漁業の網を建て、9月中旬までには秋味・鮭漁を終了する。10月下旬、「ヲホツナイ川」(現大津川{榎森})にシシャモという小魚が夥しく遡上するので、その時期になると、会所に居合わせる和人の漁夫や「蝦夷人」が総がかりで汲み上げ、冬分「蝦夷人」達の飯料として十分貯えになる。11月より「蝦夷人」達は山方へ鹿猟に行き、正月中までには、鹿猟を終了し、帰村する。

元來海漁は、浪高にて潤掛かりが無く、遠浅続きで、浪高の土地柄である。

東蝦夷地場所請取申口<sup>もうしくち</sup>

原文

トカチ御場所稼方漁業之儀は、三月上旬<sup>つばき</sup>方鱈釣漁初め、入梅時節迄二終、三月中旬<sup>あま</sup>方布海苔摘初め、四月中旬迄二取支舞相成申候。四月末<sup>あま</sup>方鱈漁夫々手配仕置候得共、去年相付申さず、薄漁而已相続申候、六月土用入より濱中一圓昆布竿卸し、取揚仕、八月中迄二濱仕舞、夫<sup>あま</sup>方秋風烈敷相成、洋会もこれ無候故、時節二相成候而、十月中迄も拾ひ昆布与相唱、沖<sup>あま</sup>方寄り上り候昆布を拾ひ上げ申候、八月彼岸五日程以前より秋味・鮭漁業建網いたし、九月中迄二漁業仕舞二相成候、十月下旬、ヲホツナイ川におゐてシユシヤム(シシャモ{榎森})<sup>おびたしく</sup>与申小魚夥數川入、其節二相成候得ば、会所居合之番人并蝦夷人惣掛りニ而くみ上ケ、冬分蝦夷人共飯料十分貯二相成申候、十一月<sup>あま</sup>方蝦夷人共山方江鹿獵ニ罷越、正月中迄右獵支舞、歸村いたし申候、元來海漁は、浪高二而潤掛り無し、隨而遠淺続キ、浪高之土地柄に御座候、尚又渡海これ有候御場所これ無く候

上記の史料によって、場所請負制下の場所の様子を少々動的に理解することが出来ると思う。

しかし、この史料は、場所請負人側が箱館奉行所の役人に対して報告した内容であり、従って、場所請負人側に不利になる事実は、含まれていない可能性がある。事実、その内容を見ると、同場所の自然地理的環境が悪いことが少々強調されているように思われる。

これは、おそらく、同場所の場所請負人が上納する「運上金」の金額とも関係しているのかも知れない。生産力が高い場所であれば、幕府に上納する運上金が増額される可能性があるからである。

そこで、次に、2年後の1857年（安政4）の記録である玉蟲左太夫著『入北記』<sup>たまむしきだゆう</sup>22の内容と比較してみよう。著者の玉蟲左太夫は、仙台藩士で、この記録は、同年彼が箱館奉行堀利熙・同村垣範正らの東西蝦夷地と北蝦夷地を巡検した際、彼等に随行し、その時見分した内容を日記風に記録したものである。「トカチ」場所に関する記述を見ると、「トカチ持主」（トカチ場所請負人の意）「福島屋嘉七」とあり、「土人人別調」の項で計31ヶ村の地名と各地名毎の「土人」（アイヌの事）の家数と男女別人別とその合計数を記し、「惣村数（合計村数のこと）31ヶ村、「同家数」261軒、「同人別」1,251人とある。この数は、前記史料に見える数より多い。また、これらの数値からすると、アイヌの1コタン「村」当たりの家数は、平均8、4軒となる。また、「役土人（役付アイヌのこと {榎森}）名前調」として、「ヒロウ村、浜惣乙名ハエベク」・「ヲペレフレフ村、山惣乙名シラリケ」・「ヒロウ村、惣小使イタキアン」・「トカチ村、脇乙名ヲトワ」・「ヒロウ村、並乙名アシケヲク」、他10ヶ村の「脇乙名」名を記している。この内容を見ただけでも、同書の記載内容が正確な内容であることを示している。また、アイヌ名を詳細に記していることは、同場所の「会所」で備えていたアイヌの「人別帳」に依拠したことを示している。玉蟲が、同場所を訪れただけで、同場所のアイヌ名を正確に記すことは出来ないからである。また、この他「土人（アイヌ {榎森}）給料調」・「蝦夷人（アイヌ {榎森}）共江売渡品直段調」、「蝦夷人（アイヌ {榎森}）ヨリ買上直段調」、「御軽物（獣皮や織物の類い {榎森}）定直段調」、「巳年産物積出し高調」で夫々詳細な内容を記しているが、これも又同場所の会所に有る関係帳簿を見て記したものと見て間違い無い。そして、同書は、こうした内容を各場所毎に記しているのである。であってみれば、同書によって各場所に於けるアイヌの生産活動の性格をも分析出来る史料とって良いだろう。そこで、次に、これらの記載内容を駆使して、場所請負制下におけるアイヌ民族の本来的な生産活動である「自分稼ぎ」の様相を解明したい。

### ◎、アイヌ民族の本来的な生産活動としての「自分稼ぎ」。

18世紀の末頃になると、「蝦夷地」内の各場所を対象とする有力商人による「場所請負制」が本格的な発展を遂げ、各場所における場所請負人による生産活動には、各種出稼ぎ和人による生産活動と場所請負人が同場所内に居住しているアイヌ民族を強制的に使役して行う生産活動の2つの形態が併存するようになった。その結果、場所内のアイヌ民族は、アイヌ民族本来の自己の再生産のために行う自立した生産活動を行うことが不可能な状態に追いやられていった。

こうした状態が極限に達しアイヌ民族が反和人の武装闘争に立ちあがったのが、1789年（寛政元）の「クナシリ・メナシの戦い」である。このアイヌ民族の蜂起の原因を記した松前藩側の記録にクナシリ島のアイヌが語った言葉として「近年クナシリ島では、鱒メ粕製造の稼方が始まって以来、夷共を日々僅かの {ブンマ}（「ブンマ」はアイヌ語の「プマ」が訛った言葉で、「賃金・給料」の意である {榎森}）で引き寄せて召し使っているので、「夷共は」、「自分稼ぎ」も出来ないので、交易用の荷物は勿論、日用の賄いも出来ないので、場所請負人から「土産」も頂けず、妻子の生活を維持することも出来ない」と記されている。

こうした記載内容から、ここで云う「自分稼ぎ」とは、場所請負制下にあつて、場所請負人の各種生産のために働くのではなく、アイヌ自身の生活のためにアイヌ民族独自の生産活動に従事することであるこ

とが分かる。こうした性格を踏まえると、アイヌの「自分稼ぎ」とは、アイヌ民族の本来的な生産活動のことを意味する言葉であったことが分かる。

この事を説明するための手掛かりとなるのが、各場所毎に記している「蝦夷人共江壳渡品値調」の各種品目の中にアイヌ民族側が自分達のために行う漁業に利用する「網針」・「網糸」を記し、「土人ヨリ産物買入値段調」中の各種産物の中に「生鮭」・「干鮭」・「鮭アタツ」・「アタツ鮭」・「生鱒」・「鱒」等が含まれていることである。この事実は極めて重要なことを示している。即ち各場所内のアイヌ民族が場所請負人から「網針」・「網糸」を購入しているということは、場所内のアイヌ民族が同場所内の河川で漁網を用いた漁業に従事しており、これらの購入品は、その漁網の修理に用いられていることを示しているからである。また、アイヌ民族が同場所の請負人側に「生鮭」・「干鮭」・「鮭アタツ」・「アタツ鮭」・「生鱒」・「鱒」等売り渡しているということは、彼等が同場所内の河川で行っている漁業は、鮭・鱒漁であることを示しているからである。なお、「鮭アタツ」・「アタツ鮭」とは、鮭1本を3枚におろし、頭骨を除いて、尾の方をつけておき、これを数枚いカットして干したものである。

なお、「干鮭」は、川に遡上した鮭を捕獲し、腹を取り除き、鮭を1本のまま木の枝や棹にかけて干した上で、室内の囲炉裏の上の棚で再度干した鮭のことである。<sup>(22)</sup>

また、「トカチ場所」では、「鹿皮」が場所請負人側が同場所内のアイヌ民族から買上ている重要な産物として記されているが、ここでは、場所内の河川におけるアイヌ民族の「自分稼ぎ」としての漁業生産のあり方に焦点を置いているので、本稿では冬期の鹿猟については、分析の対象外とした。

そこで次に前記の『入北記』の記載内容に依拠して、「東蝦夷地」の「トカチ場所」・「ホロイズミ場所」・「シャマニ場所」・「ウラカワ場所」・「ミツイシ場所」・「シズナイ場所」・「ニイカップ場所」・「サル場所」・「ユウフツ場所」・「シラライ場所」・「ホロベツ場所」・「モロラン場所」・「ウス場所」・「アフタ場所」の計14場所におけるアイヌ民族の「自分稼ぎ」の事例を示すと「表」の通りである。

表

①場所名 トカチ

請負人	福島屋嘉七	
惣村数	32カ村	
惣家数	261軒	
惣人別	1,351人	男619人、女632人
トカチ村	脇乙名	ヲトワ
	並乙名	サヌカヲク
アイヌ江売渡品	網針	1本 銭3文
	網糸	1繰 銭5文

②場所名 ホロイズミ

請負人	福島屋嘉七	
惣村数	9カ村	
惣家数	27軒	
惣人別	106人	男57人、女49人

③場所名 シヤマニ

請負人	萬屋千左衛門	
惣村数	13カ村	
惣家数	38軒	
惣人別	183人	男90人、女93人
アイヌより買入産物	干鮭	20枚 1束 銭20文
	海産物・獣皮類・他を除く	

④場所名 ウラカワ

請負人	萬屋千左衛門	
惣村数	14カ村	
惣家数	91軒	
惣人別	467人	男243人、女224人
アイヌより買入産物	鮭	20本 1束 銭20文
	海産物・獣皮類・他を除く	

⑤場所名 ミツイシ

請負人	小林屋重吉	
惣村数	13カ村	
惣家数	49軒	
惣人別	227人	男119人、女108人
アイヌより買入産物	干鮭	1束 銭100文
	海産物・獣皮類・他を除く	

⑥場所名 シズナイ

請負人	萬屋千左衛門	
惣村数	14カ村	
惣家数	127軒	
惣人別	675人	男316人、女359人
アイヌより買入産物	生鮭	1束 銭75文
アイヌ江売渡品	網糸	1繰 銭4文
	海産物・獣皮類・他を除く	

⑦場所名 ニイカッ

請負人	浜田屋平右衛門	
惣村数	7カ村	
惣家数	110軒	
惣人別	410人	男201人、女209人
アイヌ江売渡品	網糸	1括 銭40文
	海産物・獣皮類・他を除く	

⑧場所名 サル

請負人	山田屋文右衛門	
惣村数	14カ村	
惣家数	250軒	
惣人別	1,165人	男582人、女583人
ヒラトリ村	並乙名	チアリアマ
	並乙名	イニセキテ
アイヌ江売渡品	網糸	1括 銭4文
	海産物・獣皮類・他を除く	

⑨場所名 ユウフツ

請負人	山田屋文右衛門	
惣村数	35カ村	
惣家数	229軒	
惣人別	1,146人	男581人、女565人
アイヌより買入品	生鮭	1束 錢100文
	干鮭	1束 錢40文
	アタツ鮭	1束 錢50文
	海産物・獣皮類・他を除く	

⑩場所名 シラライ

請負人	野口屋又蔵	
惣村数	4カ村	
惣家数	85軒	
惣人別	413人	男207人、女206人
アイヌより買入品	生鮭	1束 錢220文
	海産物・獣皮類・他を除く	

⑪場所名 ホロベツ

請負人	恵比寿屋半兵衛	
惣村数	不明	
惣家数	52軒	
惣人別	266人	男123人、女143人
アイヌ江売渡品	網苧	28匁 錢100文
アイヌより買入品	生鮭	1本 錢11文
	鮭アタツ	1束 錢100文
	干鮭	1束 錢100文
	海産物・獣皮類・他を除く	

⑫場所名 モロラン

請負人	恵比寿屋半兵衛	
惣村数	4カ村	
惣家数	46軒	
惣人別	264人	男125人、女139人
アイヌより買入品	生鮭	1本 錢11文
	鱒	1本 錢8文
	海産物・獣皮類・他を除く	

⑬場所名 ウス

請負人	和賀屋孫四郎	
惣村数	5カ村	
惣家数	95軒	
惣人別	481人	男257人、女224人
アイヌ江売渡品	網苧	1貫目 錢3貫680文
アイヌより買入品	生鮭	1本 錢15文
	干鮭	1束 錢100文
	鮭アタツ	1束 錢100文
	生鱒	錢100文
	海産物・獣皮類・他を除く	

⑭場所名 アフタ

請負人	和賀屋孫四郎	
惣村数	5カ村	
惣家数	138軒	
惣人別	593人	男332人、女261人
アフタ村	脇乙名	カムエサム
	並乙名	チマケシ
	脇小使	エカヌクン
	並小使	ホロヤンケ、ヒロクロ
アイヌより買入品	生鮭	1本 錢15文
	海産物・獣皮類・他を除く	



なお、「シャマニ場所」の請負人の名前を「萬屋千左衛門」と記しているが、これは、「萬屋専左衛門」の誤りである。まず「アイヌ江売渡品」について見ると、「トカチ場所」の「網針・網糸」、「シズナイ場所」の「網糸」、「ニイカップ場所」の「網糸」、「サル場所」の「網糸」が目立つ。また「アイヌより買入品」では、「シャマニ場所」の「干鮭」、「ウラカワ場所」の「鮭」、「ミツイシ場所」の「干鮭」、「シズナイ場所」の「生鮭」、「ユウフツ場所」の「生鮭・干鮭・アタツ鮭」、「シラヲイ場所」の「生鮭」、「ホロベツ場所」の「生鮭・鮭アタツ・干鮭」、「モロラン場所」の「生鮭・鱒」、「ウス場所」の「生鮭・干鮭・鮭アタツ・生鱒」、「アフタ場所」の「生鮭」が目立つ。

以上の諸事実は、「蝦夷地全域」を再度幕府が直轄するに至った「安政期」（1854～1859）に至っても、「東蝦夷地」に於いては、「自分稼ぎ」というアイヌ民族の本来的生産活動が依然として活発に行われていたことを示している。そしてそのことは同時に、2007年9月13日、国連総会で採択された「先住民族の権利に関する国際連合宣言」（UNDRIP）で謳っている先住民族の各種先住権の内、河川での漁業権に関する幕末の「東蝦夷地」におけるアイヌ民族の先住権（サケ・マスの捕獲権）の史実関係を明確に示しているものとえよう。

（註）

- (1)、宮川満著『太閤検地論』I・II 改装版(御茶の水書房、1981年)、飯沼二郎著『石高制の研究—日本型絶対主義の基礎構造—』(ミネルヴァ書房、1974年)、山口啓二著『幕藩制成立史の研究』(校倉書房、1974年)、佐々木潤之介著『幕藩権力の基礎構造』(御茶の水書房、1964年)
- (2)、青森県史編さん近世部会編『青森県史・資料編・近世1』(青森県史友の会、2001年)、拙著『アイヌ民族の歴史』(草風館、2007年)。
- (3)、松前家文書(北海道博物館所蔵)。
- (4)、国立史料館編『寛文朱印留』(東京大学出版会、1980年)。
- (5) 松前町史編集室編『松前町史・史料編、第一巻』(松前町、1974年)。
- (6) ①(1)～(7)は、松前広長編『福山秘府』(北海道庁編『新撰北海道史：第五巻史料1(復刻版)』(清文堂、1991年)。(8)は、北海道松前町教育委員会所蔵。
- (7)、拙稿「歴史に見るアイヌ先住権—江戸時代の幕藩制国家とアイヌ民族」(北大開示文書研究会編『イチからわかるアイヌ先住権』(かりん舎、2023年)。
- (8)、拙著『アイヌ民族の歴史』(草風館、2007年)
- (9)、国書刊行会編『続々群書類縦・第九』(国書刊行会、1906年(明治39))
- (10)、『日本庶民生活史料集成、第四巻』(三一書房、1969年)
- (11)、松前町史編集室編『松前町史・史料編、第一巻』(松前町、1974年)。
- (12)、羽太正養編『休明光記・附録・附録一件物・附録別録』(北海道庁編『新撰北海道史・第五巻・史料一』清文堂出版株式会社、1991年復刻版)・
- (13) 松田傳十郎著『北夷談』(『日本庶民生活史料集成、第四巻』三一書房、1969年)。
- (14)、本稿に於ける安政～万延年間の幕府の「松前・蝦夷地」関係の諸動向は、注記が無い限り、東京大学史料編纂所編『大日本古文書：幕末外国関係文書』(東京大学出版会)による。
- (15)、拙稿「カラフト島仮規則」調印前後における幕府の「北蝦夷地」政策を巡って」(『東北学院大学東北文化

研究所紀要』第53号、2021年)。

(16)、松前家文書(北海道松前町教育委員会所蔵)。

(17)、拙著『増補改訂:北海道近世史の研究』(北海道出版企画センター、1997年)、函館市史編さん室編『函館市史・通説編第2巻』(函館市、1990年)。

(18)、函館市中央図書館所蔵。

22 (19)、玉蟲左太夫著『蝦夷地・樺太巡見日誌:入北記』(北海道出版企画センター、1992年)。

(20)、新井田孫三郎著『寛政蝦夷乱取調日記』(『日本庶民生活史料集成:第四巻』三一書房、1969年)。

(21)、萱野茂著『萱野茂のアイヌ語辞典』(三省堂、1996年)。田村すず子著『アイヌ語沙流方言辞典』(草風館、1996年)。『久保寺逸彦著作集④、アイヌ語・日本語辞典稿』(草風館、2020年)。

(22)、「松前産物大概鑑」(松前町史編集室編『松前町史:史料編第3巻』松前町、1979年)。